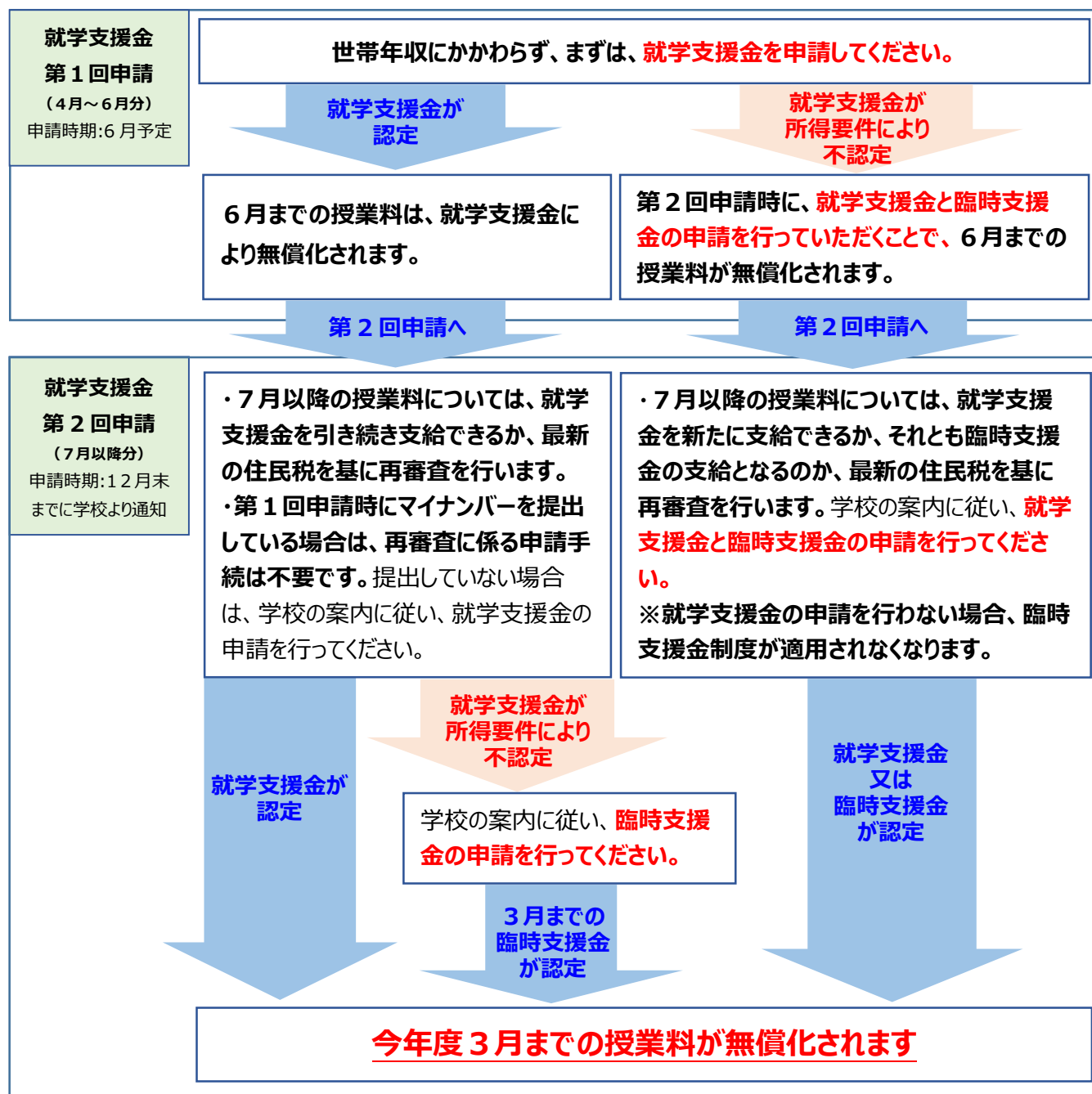


都立高校等における令和7年度の授業料無償化の申請手続きについて

都立高校等の授業料については、令和6年度は国に先行して実質無償化しましたが、令和7年度は国の制度により無料となります。高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の申請を行った結果、年収約910万円未満の世帯は就学支援金、年収約910万円以上世帯は高校生等臨時支援（以下「臨時支援金」という。）の対象となります。

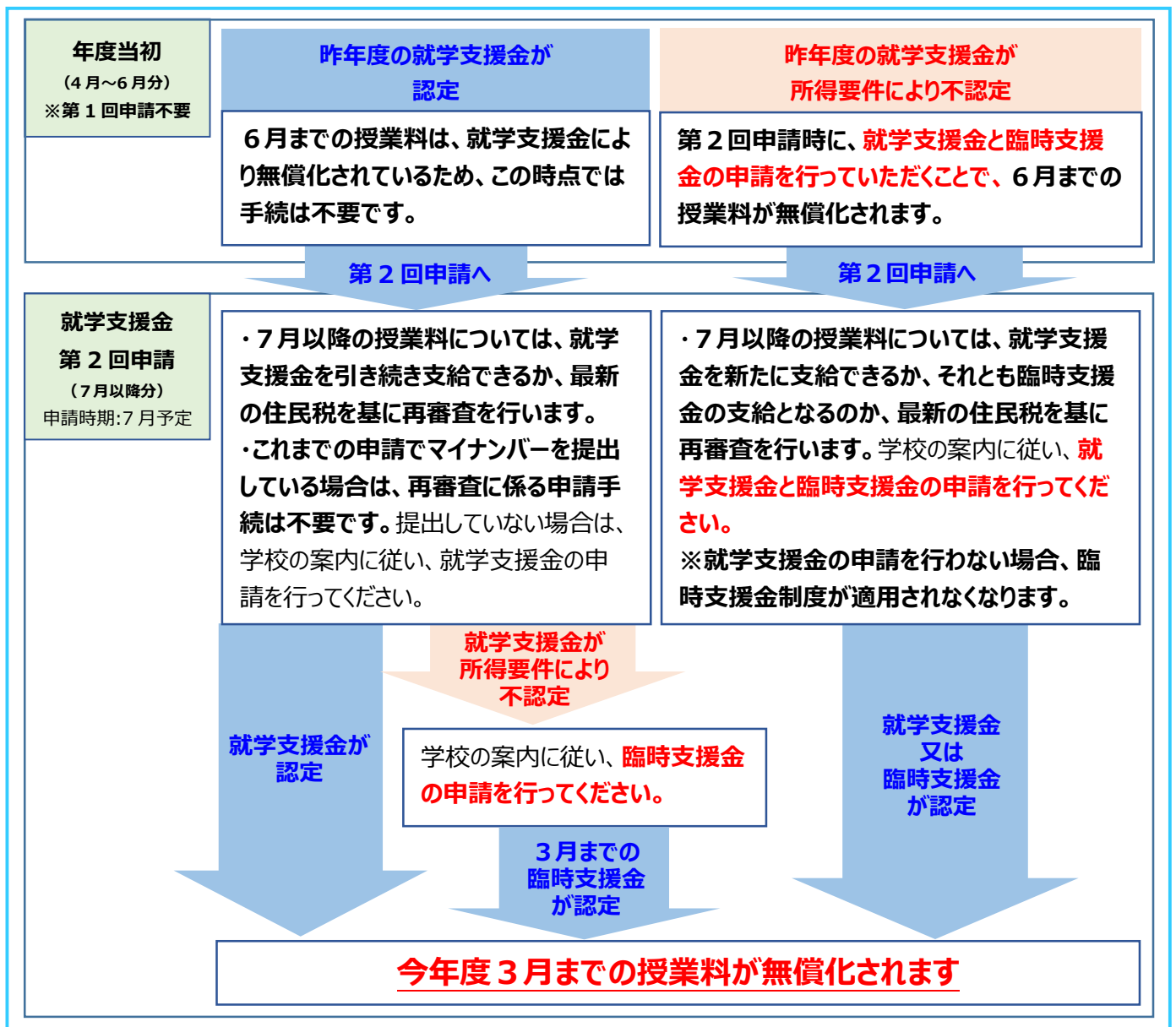
以下をご確認の上、期限までに必要なお手続きを行ってください。

1 申請手続きフロー（新入生の場合）



2 申請手続きフロー（在校生の場合）

- ・在校生の場合は、**昨年度の就学支援金第2回申請の審査結果**により、必要な手続が変わります。詳細は裏面をご確認ください。
- ・昨年度の就学支援金を申請していない場合は、上記フローをご参照ください。



3 留意事項 (必ずご確認ください)

- ・ 就学支援金の申請を行わない方は、臨時支援金は認定されません。
- ・ 所得要件以外の要件 (在籍期間等) を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、臨時支援金を受けることはできません。
 例：高等学校等を卒業又は修了したことがある方。
 高等学校等に在学した期間 (転退学等の場合を含む。) が、全日制課程の場合は通算して36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は通算して48か月を超える方。
 日本国内に住所を有さない方。

4 提出先・問合せ先等

提出先/問合せ先

生徒が在籍する都立高等学校又は都立中等教育学校の経営企画室

制度に関すること

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課経理担当
 ☎ 03(5320)7862 (平日 9:00～17:45)